平成２７年（フ）第５０２５号
大阪府門真市千石西町12番４―901号
債務者　山崎　美香
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６０号
大阪府枚方市東牧野町３番９―24号
債務者　中山　攝子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８１号
大阪府大東市三住町10番21号、前住所大阪府茨木市西福井３丁目19番７号の19
債務者　段上　和彦
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２４号
大阪府守口市外島町２番１―611号
債務者　花戸　員彦
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４６号
大阪市西区千代崎２丁目６番13―313号
債務者　竹内　博美
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５５号
大阪府茨木市上中条１丁目２番11号　ＲＫＡマンション105号
債務者　北神　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０２号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番１―109号
債務者　高田　昭仁
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０６号
大阪府東大阪市新町４番17号402号
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５号
大阪府摂津市別府３丁目８番２―301号
債務者　前崎　和久
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目３番３―106号、前住所大阪府箕面市粟生外院６丁目１番25号
債務者　上野　享美
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３号
北海道山越郡長万部町字平里99番地12
債務者　佐藤　隆子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３４４号
函館市松風町14番７号
債務者　安達美誉子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
岐阜県大垣市加賀野１丁目597番地１　加賀野コーポⅡ　211号
債務者　村崎　健兒
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
岐阜県大垣市加賀野１丁目597番地１　加賀野コーポⅡ　211号
債務者　村崎スズノ
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目３番地
債務者　真栄城スエ子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３９３号
沖縄県浦添市西原６丁目20番６号　浦西団地、Ｂ―39
債務者　城間　香織
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２３７号
埼玉県川口市西川口４丁目３番11号　峯栄コーポ201号
債務者　早崎ひとみ
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係